

平成30年度 公益財団法人日本スポーツ協会 公認上級指導員養成講習会開催要項

1. 目的

地域スポーツクラブ等が実施するスポーツ教室の指導や、事業計画の立案などにおいて、クラブ内指導者の中心的な役割を担うとともに、広域スポーツセンターや市町村エリアにおいて競技別指導にあたる者を養成する。

2. 主催 公益財団法人日本体育協会
社団法人日本カーリング協会

3. 主管 社団法人日本カーリング協会指導普及委員会

4. 協力 青森県カーリング協会

5. 実施競技 カーリング

6. カリキュラム

専門科目 21時間（集合講習）

※共通科目、専門科目それぞれの講習及び試験など免除措置については、別に定める基準による。

7. 開催期日・開催場所・日程

期日：平成30年9月22日（土）～24日（月）

開催場所：みちぎんどリームスタジアム

青森県青森市合浦1丁目13番1号

TEL 017-765-620

* 公認審判員の有資格者は、単位履修と見なしますのでその時間帯の受講を免除します。

* 専門科目の筆記試験は、後期講習最終日に試験問題を配付し、2週間以内に解答書を送付して頂きます。

8. 受講者

〈受講条件〉

(1) 受講する年の4月1日現在、満23歳以上の者。

(2) カーリング指導有資格者で取得後3年以上の者で、指導者としての活動を希望する者、或いは将来指導者を目指す者。（所属クラブや会長の推薦する者）

〈受講者数〉

受講者数は、20名程度とする。

9. 受講申込み

公益社団法人日本カーリング協会（以下JCA）受講申込書は土屋長雄指導普及委員長まで送ってください。

公益財団法人日本スポーツ協会（以下スポーツ協会）の申し込みは日体協のホームページより申し込みをしてください。

- (1) 受講希望者は、指導者マイページ (<https://my.japan-sports.or.jp/login>) より申込を行い、免除該当者は所定の必要書類を添付する。6月20日7月20日までに申し込みする。
- (2) マイページより申し込みができない方は、指導普及委員長にご相談ください。

JCA申込書送付先

〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町長倉545
土屋 長雄 宛 (JCA指導普及委員長)

10. 受講料

(1) 講習会参加費

・専門科目スポーツ協会受講料	10,800円 (税込み)
・専門科目JCA受講料	12,000円 (税込み)
合計	22,800円

スポーツ協会受講料、JCA受講料は、申し込み時にみずほ銀行かゆうちょ銀行にて振り込む。

振込手数料は受講者負担でお願いします。

振込先

公益社団法人日本カーリング協会
みずほ銀行 渋谷支店 普通 2866556
ゆうちょ 008 普通 5634907

(2) 参加に要する経費

参加に要する交通費、宿泊費等は受講者負担となります。

11. 受講者の決定

都道府県体協、スポーツ協会から提出された申請書など関係書類不備がない者を受講者として内定し、各都道府県体育協会、日本カーリング協会を通じて本人に通知する。

受講内定後、受講料の支払いを完了したものを受講者として決定する。

原則として、他の本会公認スポーツ指導者資格との同時受講は認めないこととする。

(1) 受講有効期限

受講者は原則として受講有効期限内 (受講開始年度を含め4年間) に共通科目と専門科目のすべてを修了しなければならない。

なお、期限内に修了しない場合は、その時点で受講者としての権利をすべて喪失するが、専門科目講習会が有効期限内に実施されない場合はこの限りではない。

(2) 受講取消し

受講者としてふさわしくない行為があったと認められたときは、スポーツ協会指導者育成専門委員会が審査し受講が取り消される。

12. 講習・試験の免除

既存資格及び日本スポーツ協会免除適応コースの履修等により講習・試験の一部または全部を免除することができる。免除に関する詳細は、別に定める。

13. 検定・審査

講習に基づく、検定・審査は、共通科目と専門科目に区分して実施する。

(1) 専門科目における検定は、技能検定を主体に筆記試験などを加えた総合判定とし、(公社)日本カーリング協会専門科目検定委員会において審査する。

(2) 共通科目、専門科目のいずれもの検定に合格した者を「公認上級指導員養成講習会修了者」

として認める。

14. 登録及び認定

- (1) 共通科目及び専門科目の検定に合格し、指導者登録（登録申請書の提出及び登録料の納入）を完了した者に、本会公認指導員「認定証」及び「登録証」を交付する。
- (2) 登録による公認資格の有効期限は4年間とし、本資格を更新しようとする者は、資格有効期限が切れる6か月前までに、本会あるいは当該中央競技団体の定める研修を受けなければならない。
（ただし、既に公認スポーツ指導者資格を有する者については、既所有資格の有効期限となる）
- (3) 過去に何らかの公認スポーツ指導者資格を取得し現在その資格が有効期限切れになっている場合、本養成講習会を修了しても上級指導員資格を登録できない場合があるため注意すること。

15. その他

本講習会受講に際し、取得した個人情報、本会及び（公社）日本カーリング協会が本講習会の受講管理に関する連絡（資料の送付等）及び関係事業を実施する際に利用し、これ以外の目的に個人情報を使用する際は、その旨を明示し了解を得るものとする。

14. 問い合わせ先

JCA指導普及委員長 土屋 長雄 にメールにて問い合わせください。

電話 : 090-3148-0400

電子メール : nagao@curling.or.jp